

義務教育就学児医療費助成制度 所得制限が緩和されます

市では、小・中学生の児童に係る医療費(健康保険による自己負担分)の一部を助成しています。

扶養親族などの数	所得制限額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人以上	1人につき38万円加算	

※医療費控除など、所得から控除できるものがあります。

一定の所得制限がありますが、10月1日より、緩和されます(左上表参照)。

現在、医療費助成を受けていない児童は、申請手続きが必要になりますので、申請書を送付しました。平成23年中の所得が所得制限(左上表)の範囲内になりそうの方は、申請してください。

対象 市内に住所がある小・中学生の児童を養育し、所得限度額(上表)を超えない方

※この制度を受けるには、申請をして医療証の交付を受けることが必要です。

※他の医療費助成を受けている方は、対象とならない場合があります。

※まだ申請がお済みでない方は、早めにご手続きをお願いします。

問合せ 児童課 ☎042(346)9544

人権擁護委員に 長谷川正孝さん 日高洋子さん

7月1日付で長谷川正孝さん(学園西町二丁目)と日高洋子さん(美園町二丁目)が法務大臣から委嘱されました(任期3年)。

人権擁護委員は、市民の基本的権利が侵害されることのないよう監視し、人権問題に対して救済や適切な処置を取るなど、常に人権についての意識を高める活動をしています。

なお、現在、人権擁護委員として、次の方が活躍しています。

▽西角昭さん 中島町 ▽高日孝子さん 回田町 ▽醍醐保江さん 花小金井南町一丁目 ▽石川貞子さん 小川町一丁目

問合せ 秘書広報課 ☎042(346)9508

指定管理者を募集

事業内容、応募資格、応募手続きなど詳しくは、募集要項(綱)をご覧ください。なお、募集要項(綱)は小平市ホームページからダウンロード

観光まちづくり振興プラン 検討委員会委員決まる

小平市観光まちづくり振興プラン検討委員会の委員が左表のとおり決まりました。今年度に策定する「観光まちづくり振興プラン」の内容を検討していただきます。

氏名	所属等
出竿 恒夫	公募市民
今西さやか	公募市民
小野 昌子	公募市民
尾山ひろみ	小平商工会
栗山 丈弘	文化学園大学
小山 一江	小平市グリーンロード推進協議会
酒井 克哲	多摩信用金庫
嶋田 一成	西武鉄道株式会社
白井 靖夫	公募市民
新保 邦彦	東京観光財団
鈴木 庸夫	公募市民
内藤 雅夫	J A 東京むさし小平支店

※五十音順、敬称略。

小平市観光まちづくり振興プラン検討委員会委員

児童館

対象施設 花小金井南児童館、小川町二丁目児童館、小川町一丁目児童館は、現在建設中です。

募集要項の配布 8月17日(金)まで、児童課(市役所2階)で配布

申込み 8月31日(金)の午後5時までに、申込書類を問合せ先へ持参

※小川町一丁目児童館は、現在建設中です。

※バスで各児童館を回ります。

※応募する団体などは、必ず説明会に出席してください。

※出席者は、1団体につき2人以上でお願いします。

問合せ 児童課 ☎042(346)9821

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。

第1回 廃棄物減量等推進審議会 7月23日(月) 午後2時から

健康センター4階第2・3会議室

定員 10人

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ ごみ減量対策課 ☎042(346)9535

小平市観光まちづくり振興プラン検討委員会

7月25日(水) 午後3時から

市役所504会議室

定員 10人

申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 産業振興課 ☎042(346)9587

市税はコンビニエンスストアで納付できます

平成24年度課税分の市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税はコンビニエンスストアで納付することができます。

ただし、次の場合はコンビニエンスストアで納付することができません。

▽納付書にバーコードの印刷がない

▽納付書1枚あたりの納税額が30万円を超える

▽バーコード部分が汚れているなどで読み取れない

▽納付書の金額が訂正されている

▽納期限日の翌日から35日を過ぎて

いる

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

平成24年度 就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験

対象 平成25年3月31日までに、次に該当する方

▽満15歳以上になる方で、就学義務

猶予免除者である、またはあった

今月の税 7月

国民健康保険税(第1期) ※納付は、7月31日(火)の納期限までお願いします。

固定資産税・都市計画税(第2) ※利用ください。

夜間納税窓口

7月25日(水)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設します。

時間 7月25日(水) 午後5時~8時

場所 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)

※来庁の際は納税通知書をお持ちください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

市税の未納世帯を訪問調査

市税の未納世帯を対象に、調査員による戸別訪問を行います。

訪問の際は、市が発行する身分証明書を携帯します。

また、納付勧奨が目的のため、現金徴収は行いません。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

を有する方は、資格を証明する書類の写し

募集要項・申込書の配布 8月3日(金)まで(土曜・日曜を除く)

職員課(市役所3階)、東部・西部出張所で配布

※小平市ホームページから募集要項・申込書類をダウンロードできます。

申込み 8月3日(金)までに、申込書類を問合せ先へ持参

提出書類 採用申込書(縦4枚)×横3枚の写真を貼ったもの、受験票、返信用封筒(本人の宛先を記入し、80円切手を貼ったもの)、資格

問合せ 職員課 ☎042(346)9514

平成24年10月採用 嘱託職員募集 (学童クラブ指導員)

職種・採用予定人数など 左表のとおり

提出書類 採用申込書(縦4枚)×横3枚の写真を貼ったもの、受験票、返信用封筒(本人の宛先を記入し、80円切手を貼ったもの)、資格

問合せ 職員課 ☎042(346)9514

職種	採用予定人数	主な勤務内容	応募資格
学童クラブ指導員	1人	学童クラブでの指導業務 週5日または6日勤務	昭和27年4月2日以降に生まれ、教員あるいは保育士資格を有する方または子育て経験のある方

猶予免除者である、またはあった

▽満15歳に達する方で、保護者が就学させる義務の猶予または免除を受

けず、年度の終わりに中学校を卒業できないと見込まれることにつ

いてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた

▽満16歳以上で義務教育未修了

52